

## しずおか子育て優待カード事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、子育て家庭を地域、企業及び行政が一体となって応援すること、地域とのふれあいの中で、子育ての孤立感をなくすこと並びに子どもと保護者とのふれあいを深めることを目的とするしずおか子育て優待カード事業を実施するために必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 優待カード事業 18歳未満の子どもを同伴した保護者又は妊娠中の方が、協賛ポスター、協賛ステッカー及び協賛ミニのぼりを掲示する協賛店舗等において、優待カード(妊娠中の方は、併せて母子手帳)を提示することにより、応援サービスを受けることができるしずおか子育て優待カード事業をいう。
- (2) 優待カード 市町において、18歳未満の子どもの保護者又は妊娠中の方に配付される様式第1号又は様式第1号- によるしずおか子育て優待カード及び優待カードアプリ上に表示されるしずおか子育て優待カード画像をいう。
- (3) 優待カードアプリ 県が優待カード事業実施のために配信するアプリケーションソフトウェアをいう。
- (4) 協賛店舗等 優待カード事業に協賛し、優待カードの使用者に応援サービスを提供する店舗又は施設をいう。
- (5) 協賛ポスター 協賛店舗等が掲示する様式第2号又は様式第2号- による協賛ポスターをいう。
- (6) 協賛ステッカー 協賛店舗等が掲示する様式第3号又は様式第3号- による協賛ステッカーをいう。
- (7) 協賛ミニのぼり 協賛店舗等が掲示する様式第4号による協賛ミニのぼりをいう。
- (8) 全国共通展開 国が推進する子育て支援パスポート事業(静岡県にあっては優待カード事業)の全国共通展開(カード等の相互利用)をいう。
- (9) ホームページ 県がインターネット上に提供するしずおか子育て優待カード協賛店舗検索システムをいう。

### (優待カードの作成、配付等)

第3条 県及び市町は、協働して優待カード事業を行う。

- 2 県は、優待カード事業の趣旨を県民及び店舗又は施設に周知し、事業が円滑に進むよう努めるとともに、優待カード、協賛ポスター、協賛ステッカー及び協賛ミニのぼりを作成し、市町に配付する。
- 3 県は、優待カードアプリを作成し、提供する。
- 4 市町は、優待カード事業の趣旨を当該市町内の住民及び店舗又は施設に周知し、事業が円滑に進むよう努めるとともに、次に掲げることを行う。

- (1) 当該市町内の店舗又は施設に対し、優待カード事業への協賛を依頼すること。
- (2) 当該市町内に住む 18 歳未満の子どもの保護者又は妊娠中の方に、優待カード(優待カードアプリを除く。)を配付すること。
- (3) 当該市町内の協賛店舗等に協賛ポスター、協賛ステッカー及び協賛ミニのぼりを配付すること。
- (4) 当該市町内の協賛店舗等の名称及び応援サービスについて、当該市町内での周知に努めること。
- (5) その他優待カード事業を推進するために必要なこと。

#### (優待カードの使用)

第 4 条 市町から優待カードの配付を受けた者及び優待カードアプリを入手した者は、優待カードの使用に当たり、次に掲げることに留意するものとする。

- (1) 18 歳未満の子どもの保護者は、優待カードの所定の位置に当該子どもの氏名及び生年月日を記載すること。
- (2) 記載した子どもの年齢が満 18 歳に達したときは、当該子どもの氏名及び生年月日を抹消すること。
- (3) 協賛店舗等で応援サービスを受ける場合は、あらかじめ優待カードを協賛店舗等のレジ、フロント、受付等に提示すること。また、妊娠中の方は、優待カードとともに母子手帳を提示すること。
- (4) 他県の協賛店舗・施設において、優待カードを使用する場合は、全国共通展開へ参加している店舗で使用すること。ただし、各都道府県の協賛店舗・施設により、対象・使用の条件が異なることがある。
- (5) 優待カード(優待カードアプリを除く。本号において同じ。)を紛失又は毀損したときは、市町に対し、優待カードの再配付を申し込むことができる。
- (6) 応援サービスは、協賛店舗等の善意と協力によるものであるため、使用者は、ルールを守って気持ち良くカードを使用すること。
- (7) ホームページで閲覧できる協賛店舗等の応援サービスの内容及びそれに付随する一切の告知(以下「応援サービスの内容等」という。)は、協賛店舗等から提供された情報であるため、応援サービスの内容等が不明な場合は、使用者が直接各協賛店舗等に確認すること。

#### (協賛の手続等)

第 5 条 優待カード事業に協賛しようとする店舗又は施設を営む者は、様式第 5 号による協賛申込書により、店舗ごとに店舗の所在する市町に協賛の申込みを行う。ただし、市町域をまたがる複数店舗又は施設を営む者は、一括して県へ申し込むものとする。

- 2 市町は、前項の規定による申込みを受けたときは、記載内容を確認の上受理し、申込書の写しを県に送付し、県は当該申込書の内容をホームページに登録する。ただし、県が申込みを受けたときは、県において記載内容を確認の上受理し、ホームページに登録する。
- 3 協賛店舗等を営む者は、ホームページに登録した内容を変更しようとするとき又は協

賛を廃止しようとするときは、あらかじめ、様式第6号による変更届又は様式第7号による廃止届により市町に届出を行う。ただし、市町域をまたがる複数店舗又は施設を営む者は、県に届け出るものとする。

- 4 市町は、前項の規定による届出を受けたときは、記載内容を確認の上受理し、変更届又は廃止届の写しを速やかに県に送付し、県は当該変更の内容又は廃止をホームページに登録する。ただし、県が届出を受けたときは、県において記載内容を確認の上受理し、ホームページに登録する。
- 5 県は、協賛店舗等が県に届け出ることなくホームページに登録した内容を変更し、又は協賛店舗等を閉店等している事実を確認したときは、職権によりホームページの内容の変更又は協賛の廃止を行うことができる。
- 6 協賛店舗等は、協賛ポスター、協賛ステッカー及び協賛ミニのぼりの取扱いについて、次に掲げることに留意するものとする。
  - (1) 協賛ポスター、協賛ステッカー及び協賛ミニのぼりを、優待カードの使用者が見やすい位置に掲示するとともに、提供する応援サービスの内容を協賛ステッカーに記載すること。
  - (2) 応援サービスの内容を変更するときは、変更日以後、速やかに協賛ステッカーの記載を変更すること。
  - (3) 協賛を廃止するときは、廃止の日以後、協賛ポスター、協賛ステッカー及び協賛ミニのぼりを撤去すること。

(協賛店舗等としない店舗又は施設)

第5条の2 次に掲げる店舗又は施設は、協賛店舗等としない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「法」という。)第2条第1項第1号から第4号までに規定する営業を行う店舗又は施設
- (2) 法第2条第1項第5号に規定する営業を行う店舗又は施設(法及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和59年静岡県条例第44号)を遵守せずに営まれるものに限る。)
- (3) 静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例(昭和36年静岡県条例第55号)第16条第3項各号に掲げる施設(同条例を遵守せずに営まれるものに限る。)

(デザインの使用)

第6条 優待カード、協賛ポスター、協賛ステッカー及び協賛ミニのぼりのデザインは、国及び地方公共団体が使用するとき並びに協賛店舗等(協賛店舗等を営む者及びその属する公的団体を含む。)が使用するときを除き、県の承認を受けなければならない。この場合の承認についての取扱いは、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。  
附 則
- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。  
附 則
- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。  
附 則
- 1 この要綱は、平成 28 年 6 月 10 日から施行する。  
附 則
- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。  
附 則
- 1 この要綱は、平成 29 年 7 月 10 日から施行する。  
附 則
- 1 この要綱は、令和元年 11 月 1 日から施行する。

様式第1号

## しずおか子育て優待カード

(表面)



ただし、優待カードアプリに表示される画像のサイズはこの限りでない。

(裏面)



ただし、優待カードアプリに表示される画像はこの限りでない。

# しずおか子育て優待カード

(表面)



54mm

86mm

(裏面)



# 協賛ポスター



420mm

297mm

様式第2号 -

## 協賛ポスター（全国共通展開協賛ポスター）





協賛ステッカー



様式第3号 -

協賛ステッカー（全国共通展開協賛ステッカー）



様式第4号

協賛三のぼり



240mm

80mm

## しずおか子育て優待カード事業 協賛申込書

年 月 日

市(町) しずおか子育て優待カード担当課 行  
 静岡県 岡 県

しずおか子育て優待カード事業の協賛店舗・施設として、申し込みます。  
 ( すべての項目を御記入ください。 ~ は、ホームページに掲載します。)

区分	いずれかに をつけてください。 買物 ・ 飲食 ・ 宿泊 ・ 遊び ・ 学び ・ その他		
店舗・施設名	(ふりがな) -----		
所在地	〒		
電話番号			
ホームページアドレス			
応援サービス	カード等を提示した子ども同伴の保護者(妊娠中の方含む)に対するサービスを記入		
店舗・施設からのお知らせ	セールスポイント、子育て家庭へのメッセージ等を120字以内で記入		
全国共通展開への賛同	他都道府県の子育て家庭への応援サービス提供について、いずれかに をつけてください。 賛同する ・ 賛同しない		
協賛開始日	年 月 日		
記入者の情報	所属・役職等		
	氏名		
	連絡先	電話番号	
		FAX 番号	
		メールアドレス	
県からの連絡方法	希望するものに をつけてください。 電子メール ・ 郵送 ・ FAX		

## しずおか子育て優待カード事業 変更届

年 月 日

市(町) しずおか子育て優待カード担当課 行  
 静岡県

協賛内容を以下のとおり変更するので届け出ます。

( 変更する項目を御記入ください。)

項目	変更後の内容	現在の内容	
区分 いくつかにつけてください。	買物 ・ 飲食 ・ 宿泊 遊び ・ 学び ・ その他	買物 ・ 飲食 ・ 宿泊 遊び ・ 学び ・ その他	
店舗・施設名	(ふりがな)	(ふりがな)	
所在地	〒	〒	
電話番号			
ホームページアドレス			
応援サービス カードを提示した方に対するサービスを記入			
店舗・施設からのお知らせ 子育て家庭へのチラシ等を120字以内で記入			
全国共通展開への賛同	いくつかにつけてください。 賛同する ・ 賛同しない	いくつかにつけてください。 賛同する ・ 賛同しない	
変更年月日	年 月 日		
店舗・施設名			
記入者の情報	所属・役職等		
	氏名		
	連絡先	電話番号	
		FAX 番号	
		メールアドレス	
県からの連絡方法	希望するものにつけてください。 電子メール ・ 郵送 ・ FAX		

## しずおか子育て優待カード事業 廃止届

年 月 日

市(町) しずおか子育て優待カード担当課 行  
 静岡県 岡 県

協賛を廃止したいので届け出ます。

店舗・施設名	(ふりがな)		
所在地	〒		
廃止の理由			
廃止の時期	年 月 日		
記入者の情報	所属・役職等		
	氏名		
	連絡先	電話番号	
		FAX 番号	
		メールアドレス	
県からの連絡方法	希望するものに をつけてください。 電子メール ・ 郵送 ・ FAX		

特別な事由がない限り、廃止の1月前までに届け出てください。